

▶ India Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。



電子商取引における外国直接投資

| Page 1/4 |

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

2019 年 9 月 No.IDA_007

はじめに

2018 年 12 月 16 日、インド政府は、外国直接投資（「FDI」）政策の改正を発表しました（「新 FDI ポリシー」）。これに対する各方面からの批判への対応として、インド政府は、2019 年 1 月 4 日に、新 FDI ポリシーの合理性についての説明を行っています。この新 FDI ポリシーは、2019 年 2 月 1 日に施行されました。ここでは、新 FDI ポリシーにおける主要な規定及変更について概説します。

* 以下は、関連する定義語ですが、新 FDI ポリシーにおいてはこれらの定義は変更されていません。

【電子商取引（E コマース）】

電子商取引とは、デジタル及び電子的ネットワーク上での物品及びサービス（デジタル商品を含む。）の売買をいいます。

【電子商取引事業者】

電子商取引事業者とは、1956 年会社法若しくは 2013 年会社法に基づき設立された会社、又は 2013 年会社法第 2 条 (42) の対象となる外国会社、あるいは 1999 年 FEMA 第 2 条 (v)(iii) に定めるインドにおける事務所、支店又は代理店で、インド国外に居住する者によって保有又は支配され、かつ、電子商取引事業を行うものをいいます。

【在庫型電子商取引モデル】

在庫型電子商取引モデルとは、物品及びサービスの在庫が電子商取引事業者によって保有され、かつ、顧客に直接販売される電子商取引活動をいいます。

【マーケットプレイス型電子商取引モデル】

マーケットプレイス型電子商取引モデルとは、電子商取引事業者が、買主及び売主の間における仲介業者として活動するために、デジタル及び電子的ネットワーク上で IT プラットフォームを提供することをいいます。

#	旧 FDI ポリシー	新 FDI ポリシー
1	<p><FDI 上限割合> 100% 自動ルート 電子商取引活動とは、企業間（B2B）の電子商取引のみを指す。企業及び一般消費者間の取引（B2C）は認められていない。</p>	変更なし
2	<p><定義> 上記参照</p>	変更なし
3	<p><支援サービス> 電子商取引のマーケットプレイス型事業者は、売主に対して倉庫、物流、注文調達、コールセンター、代金回収等に関する支援サービスを提供することができる。</p>	変更なし
4 (i)	<p><在庫の所有権> 電子商取引のマーケットプレイス型事業者は、在庫（すなわち、販売対象物品）に対する所有権を行使しない。在庫に対して所有権を有する場合、当該事業は、在庫型モデルとなる。</p>	<p><業者又はその在庫に対する所有権又は支配権> 左欄に対応して、代替「支配権」テストが追加された。よって、現在、電子商取引のマーケットプレイス型事業者は、在庫（すなわち、販売対象物品）に対する所有権又は支配権を行使しない。在庫に対して所有権又は支配権を有する場合、当該事業は、在庫型モデルとなる。</p>

#	旧 FDI ポリシー	新 FDI ポリシー
(ii)	電子商取引事業者は、単一のベンダー又はそのグループ企業から自社のマーケットプレイスにおいて生じる売上高を1会計年度ベースで25%以内に収めなければならない。	<p>ベンダーにおける在庫購入の25%超が電子商取引・マーケットプレイス型事業者又はそのグループ企業からの購入である場合、当該マーケットプレイス型事業者は、当該業者の在庫を支配しているとみなされる。</p> <p>【コメント】 (a) 電子商取引・マーケットプレイスのみでしか自社の商品を販売していないベンダーも一部存在するため、こうした条件は、特に負担が重い。インドにおいては、大手の電子商取引・マーケットプレイス事業者は3社しかいないため、上記の条件はそうしたベンダーにとっては大きな課題となる。 (b) (i) については、関連する5のコメントもご参照ください。</p>
5	<p>＜ベンダーによる商品販売に関する制限＞ 電子商取引・マーケットプレイス型事業におけるベンダーによる商品販売に関して、電子商取引・マーケットプレイス型事業者による(x)当該企業における資本参加がある場合、及び/又は(y)(在庫に対する)支配権がある場合の制限は課されていない。</p>	<p>＜ベンダーによる商品販売に関する制限＞ 電子商取引・マーケットプレイス企業におけるベンダーによる商品販売に関して、電子商取引・マーケットプレイス型事業者による(x)当該企業における資本参加がある場合、及び/又は(y)(在庫に対する)支配権がある場合、制限が課される。</p> <p>【コメント】 (a) FDIポリシーにおける「支配権」の定義は広義に設定されており、新FDIポリシーにおける変更にも適用されることに留意が必要です。 (b) インドにおける電子商取引・マーケットプレイス型事業者は、ベンダーに対して資本参加を行っている、及び/又は支配権を行使しているというのが一般的な認識です。新FDIポリシーを受けて、こうした電子商取引・マーケットプレイス型事業者は、ベンダーに対する資本保有及び/又は支配権を変更する動きが出ています。以下はそうした動きに関するニュース記事です。 https://www.business-standard.com/article/companies/restructuring-underway-at-flipkart-and-amazon-india-affiliate-sellers-119020700540_1.html https://economictimes.indiatimes.com/industry/services/retail/key-amazon-seller-cloudtail-returns-in-a-new-avatar/articleshow/67877172.cms</p>
6 (i)	マーケットプレイスを提供する電子商取引事業者は、直接又は間接的にも物品又はサービスの販売価格に影響を与えず、公平な立場を維持する。	変更なし
(ii)	対応する規定なし	サービスは、電子商取引・マーケットプレイス型事業者その他電子商取引・マーケットプレイス型事業者が直接又は間接的資本参加を行っている若しくは共通の支配権を有する企業によって、対等な条件で、公平かつ差別的でない方法によって、プラットフォーム上のベンダーに対して提供されるべきである。当該サービスには、調達、物流、倉庫、宣伝/マーケティング、支払及び融資等が含まれるが、これらに限られない。
(iii)	対応する規定なし	マーケットプレイス型事業者のグループ企業が買主に対して提供するキャッシュバックは、公平かつ差別的でないものでなければならない。
(iv)	対応する規定なし	<p>上記(ii)及び(iii)項において、ベンダーへのサービス提供が、「類似の状況」(similar circumstances)における他の業者に対して提供されていない条件において行われている場合、かかる条件は、不公平かつ差別的とみなされる。</p> <p>【コメント】 「類似の状況」は定義されていないため電子商取引・マーケットプレイス型事業者は、インド政府による公平な解釈に依拠するほかありません。こうした解釈は時間の経過とともにより具体的になっていくと考えられます。</p>

#	旧 FDI ポリシー	新 FDI ポリシー
7	対応する規定なし	<p>電子商取引・マーケットプレイス型事業者は、いずれの売主に対しても、いずれかの商品を自社のプラットフォームのみで販売するよう命じてはならない。</p> <p>【コメント】 この変更は、電子商取引・マーケットプレイス型事業者が特定又は少数のベンダーを優先的に扱わないことを目的とするものです。こうした変更は、マーケットプレイス型事業者が、自らが所有権 / 支配権を有するベンダーに対して優先的な扱い / サービスを提供しているとの一部のベンダーからの批判をうけて実施されました。</p>
8	対応する規定なし	<p>電子商取引・マーケットプレイス型事業者は、毎年9月30日までに、インド準備銀行に対して、前年度に係る上記ガイドラインの遵守を確認する証明書及び監査役による報告書を提出することを義務づけられる。</p> <p>【コメント】 新 FDI ポリシーの上記 4(ii) 項の証明については、電子商取引・マーケットプレイス型事業者がそのすべてのベンダーから証明書を取得する必要がありますが、全証明書の取得は実行が難しく現実的でないため、こうした証明は困難です。新 FDI ポリシーの上記 4(ii) 項及び本第 8 のいずれも、行き過ぎた規制と思われ、是正が必要と考えられます。</p>

新 FDI ポリシーは、まだ日が浅いため、今後なんらかの「微調整」が行われることが見込まれます。一部の行き過ぎた規制が近い将来是正されることが期待されます。

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。



2019年9月 No.IDA_007

配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



Author(s) / Contacts



[執筆者]

弁護士 丹生谷美穂

パートナー/東京弁護士会
> [View Profile](#)

E-mail:
miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士（インド法）
アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー
> [View Profile](#)

E-mail:
ashish.jejurkar@aplaw.jp

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
インドプラクティスチーム

E-mail:
ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。